

お施主様へ

ご存知ですか? エコ窓減税!

エコ窓減税とは

ご紹介する減税制度の正式名称は、「省エネルギー特定改修工事特別控除制度(投資型減税)」。
住まいの性能・機能を向上させて長持ちさせるリフォームを行った方への優遇制度です。
中でも、住まいの断熱の要となるのは「窓」。
「エコ窓減税」とは、全ての居室の窓全部の改修工事のみを行う場合の減税措置を想定した造語です。

| | |
|------------|--|
| 主な要件 | <ul style="list-style-type: none">① 改修される方の持ち家で、現在居住されている住宅 店舗併用住宅では、床面積の1/2以上が居住用ならOK。② 改修する家屋の床面積は、50㎡以上であること。 |
| 省エネ改修工事の要件 | <ul style="list-style-type: none">① 全ての居室の窓全部の改修。② 工事費用が30万円(税込)を超えるもの。③ 同制度が定める省エネ性能の基準を満たしていること。◆ ガラス交換 既存の単板ガラスを交換する場合は、「複層ガラス(ペアガラス)」以上ならOK。◆ 内窓新設 既存のサッシの内部に樹脂製内窓を新設し、二重窓にする。 内窓のガラスは、なんでもOK。 |
| 改修後の居住開始日 | 平成21年4月1日～平成22年12月31日 |
| 減税額 | 控除対象限度額は、200万円。控除率は、10%! その年の所得税額から控除されます。 但し、「改修に要した工事金額」と、国土交通省が定めた「標準的な工事費用相当額」との、いずれか少ない金額が対象。 詳しくは、施工業者にお問合せ下さい。 |
| 確定申告に必要な書類 | <ul style="list-style-type: none">① 増改築等工事証明書 建築士事務所に属する建築士の証明が必要です。 また、発行手数料が発生します。 発行手続きや手数料については、施工業者にご相談下さい。② 登記事項証明書(建物の登記簿謄本)③ 控除を受ける金額の計算に関する明細書(見積書)④ 増改築工事の請負契約書⑤ 控除を受ける方の住民票の写し |

◇ 上記では、次世代省エネルギー基準における地域区分の、IV地域(含首都圏)についてご説明しています。